

douxソフトテニスクラブ会員規則 ～入会される方へ～

※ 以下の内容は、改定されることがあります。

平成 30 年 11 月 改定

douxに入会される方は、以下の内容を十分に読んでいただき、ご理解の上、入会申込書を提出して入会して下さい。

1. 活動の目的

- douxソフトテニスクラブは、家族参加のクラブです。家族に良い影響を与えられるようにという願いから活動しております。
- 活動をととして、よりよい仲間づくりをしていただき、ソフトテニスを楽しんでいただきながら、ソフトテニスの普及につとめております。
- いろいろな年代が参加し、そのふれあいの場としています。
- バドミントンやマラソンなど他のスポーツにも取り組み、地域スポーツの振興に努めます。
- 小学生の活動は、ソフトテニスを楽しんでいただくことを目的に練習をしています。

2. 活動内容

- douxでは、現在、本クラス、初心者クラス、小学生クラスで活動をしています。
 - ① 本クラス（家族クラス） douxの基本クラスであり、乱打、試合を行い楽しめます。初心者の方は、初心者クラスで基礎練習や試合の仕方などを覚えて、乱打や試合ができるようになります。積極的にご参加ください。
 - ② 初心者クラス 小学生や一般の初心者のクラスであり、ラケットの握り方や振り方、基礎練習から試合まで行います。上級者は、練習をしながら、初心者の指導を行っていただきます。
 - ③ 小学生クラス 小学生で乱打やサーブレシーブなどができる方を対象とし、練習と試合を行います。
- douxでは、各種自主事業（イベント）を開催しています。
 - ① douxソフトテニス大会 年2回開催しているdoux主催の大会でA級・B級・小学生の部を設けています。
 - ② doux初心者・本クラス交流大会 随時行われるクラブ内の大会で、一般の部・**初心者および**小学生の部を設けています。
 - ③ douxソフトテニス大会団体戦 随時行われるクラブ内の大会です。※ 現在休止中
 - ④ douxファミリーバーベキュー 家族で楽しむために行われます。※ 現在休止中
 - ⑤ doux年末ボウリング大会 12月29日に開催する大会です。
 - ⑥ douxソフトテニスクラブ忘年会 毎年12月29日に開催されています。
 - ⑦ douxソフトテニスクラブ秋期合宿 **11**月の第**2**土日に山中湖にて1泊2日で行われます。

3. 会員

- 1名を登録会員とし、登録会員の家族でdouxの活動へ参加するものを家族会員としています。
- douxに入会するには、「入会申込書」を提出していただきます。その際、「douxソフトテニスクラブへ入会される方へ」を十分によく読んでいただき、ご理解下さい。「入会申込書」には、必ず、メールアドレスなど、記入をすることとされる内容は、記載して下さい。なお、入会申込書を提出したことにより、「douxソフトテニスクラブへ入会される方へ」の内容を十分理解し承諾したものとします。
- 退会・休会の場合は、かならず、その旨をE-mailまたは、ファックスにて連絡を下さい。※ 連絡を頂かない場合は、会員として、会費を納めていただくことになります。

- 同一の家族として登録できるものは、同居の世帯員（単身赴任、学生を含む）または同居の父母、祖父母とする。同居の兄弟の家族は、別家族として登録していただきます。
- 結婚などにより、別世帯を形成する時は、あらためて会員登録をしていただきます。その際には、入会申込書の提出をしていただきます。
- 入会される方は、必ず会費の口座振替の手続きをしていただきます。その際、douxの半年単位での会費の取り扱いとしていることを十分に理解してください。退会、休会などの連絡は、会費の引き落としデータ送付前までに行っていただきます。これ以降は、返却ができませんのでご注意ください。ただし、doux事務局にその責任がある場合に限り、返却いたします。
- 会員は、ホームページなどで氏名や写真や映像を公開することを承諾して下さい。
- douxでは、試合や自主事業の参加確認について、メールで確認をとります。必ず、「参加、不参加、保留」の回答をメールにて連絡して下さい。

4. 会費等

- 会費のお支払いは、口座振替となります。入会后、事務局から送付された口座振替依頼書に記載して、事務局もしくは銀行に提出していただきます。※ 銀行等への提出の場合は、3枚複写の2枚目は事務局へ返送してください。
- 会費をお支払いいただく月は、3月27日（4月から9月分）月と9月27日（10月から3月分）の年2回となります。会費は、1家族につき、6か月 8,500円としております。
※ 収納サービス業者に引き落としデータ送付後の退会は、会費の引き落としは行われます。この場合、会費の返金はいきませんので、連絡は、データ送付前（作成前）にお願いします。
- 途中入会の方は、次の会費をお支払いいただく月まで、1か月1,100円、3か月4,250円とし、指定口座への振込をしていただきます。また、口座引落が不能であった場合は、不能額をこの口座に振込をしてください。
※ 指定口座は、以下のとおり
（銀行名） 静岡県労働金庫 （支店名） 富士宮支店 （種別） 普通 （口座番号） 3738936
（口座名義） ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾌｫｰﾚｽ （※ 別表1参照）
- 高校生、一般の日本連盟登録該当者及び希望者は、4月には、登録料（一般、2,000円、高校生800円）を加えて納めて下さい。ただし、口座振替の場合は、次の振替日（9月または3月）に振替を行います。また、小学生については、3年生以上（少年団や他団体で登録しているものを除く）を日本連盟に登録します。小学生については、1人1,000円の登録料となります。
- スポーツ安全保険に加入された方は、申込の際に掛け金をお支払い下さい。ただし、口座振替の場合は、次の振替日（9月または3月）に振替を行います。※ なお、その年度に5名以上の加入希望者がいない場合は、団体として加入することができません。加入状況を事務局にお問い合わせください。
- バドミントンクラブJクラブのみ参加される方は、1家族、1月1,000円となります。ただし、douxの会員であれば、無料となります。

5. 練習に参加する際の注意事項

- 必ず、テニスシューズを履いて、テニスコートへ入って下さい。
- ごみやたばこの吸殻を散らかさないようにお願いします。敷地内は禁煙です。（※ 8を参照）
- 練習終了後は、必ず、ブラシをかけて下さい。また、ブラシにコート番号がある場合は、使用後は、そのコートに戻すようにしてください。
- テニスコートにおけるルールとマナーをお守り下さい。
- 練習中、試合を行う際、自分の順番に注意して下さい。
- 他のクラブに迷惑のかからないようにご注意下さい。
- テニスコートには、必要以外の道具を持ち込まないように。ボール拾いの道具は使用禁止です。

- 駐車場の利用については、場所取り、通路への駐車は、絶対に行わないで下さい。（※ 9.参照）
- 参加される方は、必ず日誌に氏名等を記載し、責任者は人数を必ず確認し、報告をお願いします。
- バドミントンに参加する方は、バドミントンシューズなどの上履きを使用してください。
- テニスコートや体育館では、飲食が禁じられています。ただし、テニスコートにおいては、水分補給は許されています。
- テニスコートや観客席などで飲酒は、行わないでください。
- 活動には、若い会員、新しい会員、学生が参加します。よって、行動、発言には、十分注意してください。他会員が不快に感ずる行動、言動には、十分注意してください。

6. 学生の入会についての取り扱い

- 小学生は、単独入会を認めます。なお、小学3年生以上は、翌年度より日本連盟会員登録を行います。
 - 家族参加以外は、中学生の入会はできません。また、家族参加でも、部活の延長として考えることはやめて下さい。
 - 中学生については、市民コートを部活や強化練習など一般団体に影響のある活動をしているものは、入会できません（入会規制指定団体）。また、入会后、そのような活動が確認された場合、除名とすることがあります。また、部活を引退した場合は、単独入会を認めますが、現役において、入会規制団体に所属していたものは、入会できません。（※7.を参照）
 - 高校生は基本として参加を認めますが、部活に入っている方については、一般の参加者優先の考えから、学生の増加が見込まれる場合、規制をかけることがありますので、ご理解下さい。
- ※ 規制をかけている場合がありますので、入会希望の方は、事前に問い合わせ下さい。
- d o u x では、市民コートにて、学生団体の夜間利用を問題としています。家族で楽しむ場としてご参加ください。

7. 入会規制指定団体について

- d o u x では、過去考え方の違いやトラブルにより退会し、他団体を設立して活動している団体があり、今でも影響を受ける状況にあります。その影響を排除するため、その団体からの入会もしくは双方で活動することを禁じています。入会后指定団体に入会もしくは活動していたことが確認された場合については、除名処分とします。

（入会規制指定団体）STM（再指定・d o u x 活動内での暴力行為等）、TBTC（富士・富士宮ソフトテニス）、WTC、星友会、ぴよこ、FSTC、渡辺ファミリー、その他、夜間市民コートを使用する中学生の団体
--

※ 上記団体から新しく分かれて作られた団体も入会規制指定団体とします。

※ 会員でありながら、他の団体に誘う行為が見られた場合、会員を除名処分とし、その団体を入会規制団体とします。また、他団体の会員が、d o u x の会員を勧誘する行為があれば、その団体を入会規制団体と指定します。さらに、d o u x の会員を勧誘する行為が明らかな団体、もしくは、その会員については、団体名、氏名を明記し、会員に注意情報をメールやホームページで情報提供を行うこととする。

※ 入会規制団体の会員であるが、知らずに入会規制団体の会員になったもの、入会規制団体で活動したが、すでに退会し、d o u x での活動をのぞみ、d o u x 運営検討委員会もしくは代表が認めたものについては、再入会を認めるものとする。ただし、d o u x のルールに基づき活動をしていただくとともに、入会規制団体の会員でないことが明らかであることが条件とする。

※ 過去、d o u x でトラブルになった会員による入会規制団体の該当範囲は、その元会員が管理する団体も対象となります。

※ STMについては、再指定であり、d o u x の活動内での暴力、代表への脅迫、虚偽発言・行動により、悪質と判断した。

※ TBTCについては、設立したものが、d o u x 会員である時に、会員に対し、メールアドレスなど

douxの情報を利用し、doux会員の勧誘やdoux活動時間に影響を与える練習に誘うなど、影響を与えた。また、STMとの関係も認められる。

8. 会員の除名について

- 除名する場合は、その理由を会報やホームページに掲載し、除名処分を行うこととする。また、除名処分を行う場合には、運営検討委員会の決議を得ることとする。ただし、運営検討委員会が開かれない場合は、代表の権限とする。
- 除名の場合は、例外なく再入会は認めない。
- 休会の連絡もなく会費を未納した場合は、除名対象とする。
- 他の会員に対し、いじめ、暴力行為など悪影響を及ぼす行為をした場合、除名対象とする。
- 未成年の喫煙、飲酒など行ったもの、それをすすめたものは、除名対象とする。
- 会員の勧誘目的で入会したものの、または、会員でありながら、他団体へ勧誘した場合には、除名対象とする。
- 会員でありながら、入会規制団体での活動をした場合は、やむを得ない場合を除き除名処分とする。
- 理由なく会費の口座振替対応をしない方は、除名対象とする。
- その他、他の会員に迷惑をかけるもの、douxのルールに従わないものは、除名対象とする。
- 入会をした後、douxのルールに該当しない状況が発覚した場合、運営検討委員会にかけて除名する。ただし、運営検討委員会が開けない場合は、代表の権限とする。
- **douxの活動に影響を与える嘘や企てがあり、その行為が著しく重大である場合は、その氏名を公開し、関連する団体の名称を公開することとする。**

9. 喫煙について

- 平成15年7月19日より、施設敷地内は、禁煙であることを理解し、決められた場所以外での喫煙は、行ってはいけません。
- 車内で喫煙したまま、施設敷地内に侵入してはいけません。
- 喫煙によって、他の会員に迷惑となる行為は行わないでください。
- 施設内の喫煙場所は、禁煙区域内の喫煙場所であることを十分に理解し、長時間滞留することは避けて下さい。
- 喫煙について、ルール違反があった場合、さらに、施設管理者に注意を受けた場合は、代表に報告するものとする。代表は、施設管理者に会員への指導の内容の説明および謝罪しなければならない。
- douxでは、全面禁煙を求めています。
- **子供や未成年、喫煙をしないものを喫煙場所に伴うことをしてはならない。**

10. 駐車場の利用について

- 決められた場所に駐車し、施設内の駐車場に止められない場合は、仮駐車場へ移動し、通路などにはけして駐車しないで下さい。
- 人や物によって、駐車場の場所取り行為を行うような非常識なこと行ってはいけません。

11. 会報について ※ 現在休止中

- 会報は、インターネットでホームページからダウンロードしていただき、携帯電話やパソコンで閲覧をしてください。
- 試合参加確認、緊急連絡などや会報についてのお知らせメールを送信しますので、入会申込書を提出される場合は、携帯アドレス・PCアドレスを必ず記載して下さい。会報には、連絡事項や注意事項、試合やイベントの参加確認などが記載されます。必ず、一読して確認してください。

12. 事務局からの連絡について

- E-mailでの連絡、ホームページへの掲載、会報への掲載を行います。
- E-mailでの連絡は、夜間遅く一斉送信する場合があります。着信などが気になる方は、受信側で対応して下さい。
- 入会される方は、入会申込書に必ずアドレスを記入し、アドレスに変更があった場合は、事務局に連絡して下さい。

13. ホームページへの写真、名前の掲載について

- d o u xでは、活動報告や大会結果など、その様子や結果を掲載しています。その際、写真や氏名の掲載をしますので、入会の際には、このことをご理解の上、入会されるようお願いします。

14. 厳守及び禁止事項

- 会員同士でd o u xの練習時間帯もしくは近接する時間帯、または、d o u xの活動に影響を与える時間帯にコートを確認し練習を行うことはしてはならない。
- d o u xの会員、もしくは役員として知り得た情報（メールアドレス、電話番号など）を他の活動に利用することはしてはならない。
- 会員同士まとまって練習を休む場合は、2週間前に事務局または代表に報告しなければならない。これによって、代表もしくは担当者は、コートの面数、練習中止の対応をとらなければならない。
- 会員は、「5」の会員へのお願いは、守るべきものとして認識しなければならない。
- 各項目において、禁止された事項についてはしてはならない。また、決められたルールや会報に記載された禁止事項は、守らなければならない。
- 「日本ソフトテニス連盟のマナーブック」、「静岡県ソフトテニス連盟小学生委員会のマナーについて」を厳守しなければならない。

15. その他

- テニスコート等の施設はみんなものです。大切に使用して下さい。
- テニスコート等の施設では、決められた場所以外での喫煙は禁止されています。気をつけて下さい。
- テニスコート上の駐車場は、必ず、決められたスペースに駐車して下さい。通路や入り口に絶対にとめないようにお願いします。駐車場が満車の時には、下の仮駐車場へ駐車して下さい。また、駐車スペースにものを置いて、場所取りのような行為は、絶対に辞めて下さい。
- 飲酒運転等社会的に迷惑となる行為は絶対に行わないで下さい。
- d o u xの練習以外においてもd o u xの会員であることの自覚をもって行動して下さい。
- テニスコートや観客席での飲酒は、厳禁です。

平成 30 年 11 月改正

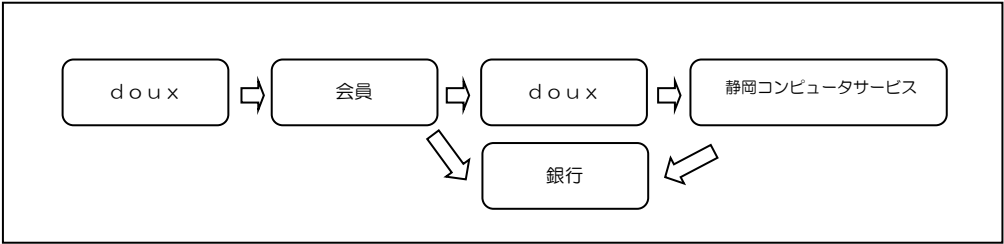
別表 1

会費支払額一覧表

入会月	期間(前期分)	支払額	入会月	期間(後期分)	支払額
04 月	04 月から 09 月分	8,500 円	10 月	10 月から 03 月分	8,500 円
05 月	05 月から 09 月分	6,450 円	11 月	11 月から 03 月分	6,450 円
06 月	06 月から 09 月分	5,350 円	12 月	12 月から 03 月分	5,350 円
07 月	07 月から 09 月分	4,250 円	01 月	01 月から 03 月分	4,250 円
08 月	08 月から 09 月分	2,200 円	02 月	02 月から 03 月分	2,200 円
09 月	09 月分	1,100 円	03 月	03 月分	1,100 円

別図 1

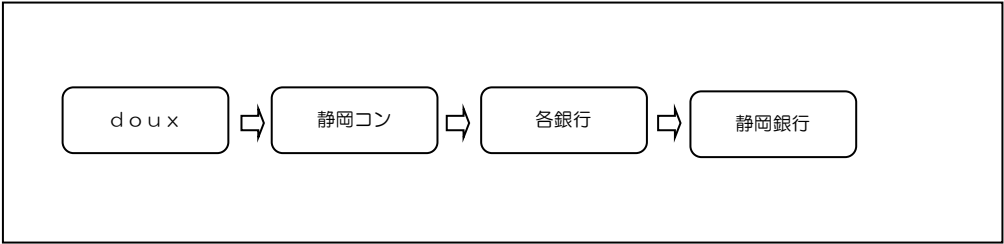
会費の口座振替依頼の手続き



※ 口座振替依頼書をdouxから新入会員へ送付します。その後、期限までにdouxもしくは各銀行に提出してください。銀行で必要なものは、1枚目です。そのほかの複写については、douxまで返送してください。

別図 2

会費引き落としデータの送付について



※ douxでは、9月27日、3月27日が会費引落日です。年2回の引き落としとなります。退会、休会の場合は、必ず引き落としデータを送付する前にメールまたはファックスにご連絡下さい。